

大洲・喜多衛生事務組合清流園使用料徴収条例

平成24年3月28日

大洲・喜多衛生事務組合条例第2号

昭和39年3月9日条例第14号大洲・喜多衛生事務組合清流園使用料徴収条例を全部改正

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和24年法律第67号)第225条の規定に基づき、大洲・喜多衛生事務組合が管理運営する清流園(以下「清流園」という。)の使用料について必要な事項を定めるものとする。

(許可業者)

第2条 清流園を使用することができる者は、大洲・喜多衛生事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年大洲・喜多衛生事務組合条例第3号)第9条第2項の規定による許可業者とする。

(使用料の算定)

第3条 清流園の使用料は、バキューム車1台につき、次の算式により算定した額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に規定する地方消費税に相当する額を加算した額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)とする。

$$\frac{\text{バキューム車の最大積載量(リットル)}}{1,800\text{リットル}} \times 1,000\text{円}$$

(使用料の納付方法)

第4条 使用料は、清流園に運搬投入した1日の全使用料金を、当該運搬投入した日に納付しなければならない。ただし、組合長が必要と認める場合は、この限りでない。

(使用制限)

第5条 清流園を使用する者が、使用料を正当な理由なく滞納した場合は、清流園を使用させないことができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。